

富山市では、犯罪被害者等を 対象とする支援事業を行っています

富山市では、犯罪被害者の遺族又は、犯罪行為により重傷病を負った方を対象に、迅速な支援を行うため、申請に基づき支援金を支給します。

【富山市犯罪被害者等支援金支給事業】

令和2(2020)年10月開始

支援金の種類・金額

①遺族支援金 **30**万円

※ 重傷病者支援金の支給を受けていた方が死亡した場合は、20万円

②重傷病者支援金 **10**万円

※「重傷病」とは、負傷または疾病（精神的な疾病を含む）に係る身体の障害で、その治療に1か月以上の期間を要すると医師に判断されたもの。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

支給対象者の要件（次の1、2両方の要件を満たすことが必要）

- 1 国内または国外における犯罪行為（過失によるものを除く。）により、死亡した犯罪被害者の遺族、又は重傷病を負った犯罪被害者であること。
 - 2 遺族又は被害者の方が、支援金の申請時に本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ※ 令和2年10月1日以後の犯罪行為による犯罪被害について適用します。

県内の大学等へ進学を希望される方はこちら

【富山市犯罪被害者等奨学資金給付事業】

平成31(2019)年1月開始

犯罪行為により被害を受けた方やその家族を対象に、高校卒業後の資格取得を目指した県内の大学・短大・専門学校等への進学を支援します。

支給資金および
支給額

①学費奨学資金 年**17**万円以内

②入学奨学資金 **10**万円以内（初回のみ）

どちらの事業についてもお問い合わせは、
富山市防災危機管理部 危機管理課まで ☎443-2052（直通）

富山市犯罪被害者等支援 総合案内窓口

防災危機管理部 危機管理課（市役所東館7階）

TEL 443-2052

月～金曜日 8時30分～17時（土・日・祝日・年末年始を除く）

【富山市の主な支援・相談窓口】

くらしの支援

内 容	担 当 課	連 絡 先
自立支援医療や心の健康に関する相談	保健所保健予防課	428-1152 住所：富山市蜷川459番地1
国民健康保険に関する特例 （犯罪行為による健康被害にも適用）	保険年金課	443-2064
ひとり親家庭等への各種支援 （児童扶養手当・医療費助成等）	こども福祉課	443-2055
保育に関する支援（保育所の入所相談等）	こども保育課	443-2165
就学相談・就学援助・カウンセリング等	学校教育課	443-2134 住所：富山市新桜町6番15号 Toyama Sakuraビル7階
高齢者に関する支援（生活援助・自立支援等）	長寿福祉課	443-2062
自立した生活を送るための援助や指導（生活保護）	生活支援課	443-2057
ドメスティックバイオレンス（DV）の相談	男女共同参画 推進センター	433-2210 住所：富山市新富町一丁目 2番3号 CiCビル3階

すまい・安全の確保

内 容	担 当 課	連 絡 先
市営住宅への入居	市営住宅課	443-2097
養護老人ホームへの入所	長寿福祉課	443-2062
住民基本台帳に関する支援措置（閲覧制限等）	市民課	443-2050
市税等証明書に関する支援措置（取得制限等）	納税課	443-2026

その他の支援・相談窓口については、総合案内窓口へお問い合わせください。

【その他の相談窓口はこちら】

相 談 窓 口	連 絡 先
富山県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 とやま被害者支援センター 〒930-0858 富山市牛島町5番7号 ホームページ http://toyama-shien.com	相談電話 076-413-7830 相談用メール soudan@toyama-shien.com 【受付時間】 月～金 午前10時から午後4時 （祝祭日・年末年始 除く）
性暴力被害ワンストップ支援センターとやま ホームページ http://seibouryoku.com	電話 076-471-7879 【受付時間】 24時間365日

詳細は、富山市ホームページでも案内しています。

犯罪被害者支援

検索